

「無電柱化推進計画（案）」に関する意見募集について

平成30年2月19日
国土交通省道路局

わが国では、昭和60年代初頭から、電線類を地中へ埋設するなど無電柱化について計画的に取り組みられてきており、一定の整備が図られてきました。

しかしながらその水準は、欧米はもとよりアジアの主要都市と比較しても大きく立ち後れている状況です。全国には依然として約3,600万本の電柱が建っており、さらに毎年約7万本ずつ増加しているのが現状です。

これまで無電柱化は、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観等の観点から実施してきましたが、近年、災害の激甚化・頻発化、高齢者・障害者の増加、訪日外国人を始めとする観光需要の増加等により、その必要性が増しています。

また、無電柱化をめぐる近年の情勢の変化を踏まえ、無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号。以下「無電柱化法」という。）が定められました。

このため国土交通省では、無電柱化の推進方策のあり方について幅広く検討することを目的として「無電柱化推進のあり方検討委員会」（委員長：屋井鉄雄 東京工業大学副学長）を設置し検討を進め、平成29年8月に「中間とりまとめ」を公表しました。

<http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/chicyuka/index.html>

国土交通省では、「中間とりまとめ」の提言を踏まえ、無電柱化法第7条の規定に基づき、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため「無電柱化推進計画（案）」を作成しました。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見募集要領>

1. 意見募集の対象

無電柱化推進計画（案）

2. 意見募集期間

平成30年2月19日（月）から平成30年3月12日（月）まで（必着）

3. 意見の提出方法

別添の意見提出様式に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）、電話番号、メールアドレス等を記入の上、以下のいずれかの方法で日本語にてご意見を提出してください。（件名に「無電柱化推進計画（案）」に関する意見」と明記ください。）

（1）電子メールの場合

電子メールアドレス：hqt-mudenchuka@ml.mlit.go.jp

国土交通省道路局環境安全課 無電柱化推進計画担当 宛て

(2) FAXの場合

FAX番号：03-5253-1622

国土交通省道路局環境安全課 無電柱化推進計画担当 宛て

(3) 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省道路局環境安全課 無電柱化推進計画担当 宛て

4. 注意事項

- (1) いただいたご意見の内容については、個人が特定される情報を除き、公開される可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (2) ご意見を正確に把握するため、電話によるご意見は対応いたしかねますので、あらかじめご承知おきください。
- (3) ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承願います。
- (4) 期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの、個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容等については無効といたします。
- (5) 氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認といった、提言（案）に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

5. ご参考

これまでの無電柱化の推進に関する取り組みについては、国土交通省のホームページ (<http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/index.html>) をご参照ください。

【お問い合わせ先】

国土交通省 道路局 環境安全課 課長補佐 高松（内線 38272）

環境安全課 係長 山口（内線 38154）

Tel: 03-5253-8111（代表）、直通：03-5253-8495、Fax：03-5253-1622

第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1. 取り組み姿勢

- ・増え続ける電柱を減少に転じさせる歴史の転換期とする

2. 進め方

- (1)適切な役割分担による無電柱化の推進
- (2)国民の理解・関心の増進、地域住民の意向の反映
- (3)無電柱化の対象道路
 - ①防災
 - ②安全・円滑な交通確保
 - ③景観形成・観光振興
 - ④オリンピック・パラリンピック関連
- (4)無電柱化の手法
 - ①地中化方式 : 電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、単独地中化方式
 - ②地中化方式以外の手法 : 軒下配線方式、裏配線方式

第2 無電柱化推進計画の期間

2018年度から2020年度までの3年間とする。

第3 無電柱化の推進に関する目標

①防災	[無電柱化率]	・重要伝統的建造物群保存地区を代表する道路	:26%→74%
・都市部(DD)内の第1次緊急輸送道路	:34%→42%	・景観法に基づき景観地区等を代表する道路	:56%→70%
②安全・円滑な交通確保		④オリンピック・パラリンピック関連	[電線共同溝整備率]
・バリアフリー化の必要な特定道路	:15%→51%	・センター・コア・エリア内の幹線道路	:92%→完了
③景観形成・観光振興			
・世界文化遺産周辺の地区を代表する道路	:37%→79%		

※以上の目標を達成するためには、約1,400kmの無電柱化が必要。

第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 多様な整備手法の活用、コスト縮減の促進

- (1)多様な整備手法の活用:軒下・裏配線、既存ストック、PFI等
- (2)低コスト手法の普及拡大:浅層埋設、小型ボックス、直接埋設等
- (3)機器のコンパクト化・低コスト化等技術開発の促進:地上機器・特殊部、昼間工事拡大、新技術等
- (4)技術情報の共有:マニュアル、ノウハウの周知等

2. 財政的措置

- (1)税制措置:固定資産税の減免
- (2)占用料の減額:占用料の減額措置、地方公共団体への普及
- (3)予算措置:緊急輸送道路等への交付金の重点配分、単独地中化への支援、電線敷設工事資金貸付金制度の活用

3. 占用制度の的確な運用

- (1)占用制限制度の適用:安全・円滑な交通の確保の観点からの新設電柱の占用制限の検討・措置
:既設電柱の占用制限の検討・措置
- (2)無電柱化法第12条による新設電柱の抑制等:運用方針の策定、道路法令の改正の検討
- (3)外部不経済を反映した占用料の見直し:外部不経済を反映した占用料の見直しの検討

4. 関係者間の連携の強化

- (1)推進体制
- (2)工事・設備の連携
- (3)民地の活用
- (4)他事業との連携

第5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1. 広報・啓発活動
2. 地方公共団体への技術的支援

「無電柱化の推進に関する法律」 概要

参考資料②

平成28年12月9日成立

目的

(1条)

災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化(※)の推進に関し、基本理念、国の責務等、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的・計画的・迅速に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に貢献

(※) 電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線(電柱によって支持されるものに限る。以下同じ。)の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう

基本理念

(2条)

1. 国民の理解と関心を深めつつ無電柱化を推進
2. 国・地方公共団体・関係事業者の適切な役割分担
3. 地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に貢献

国の責務等

(3～6条)

1. 国 : 無電柱化に関する施策を策定・実施
2. 地方公共団体 : 地域の状況に応じた施策を策定・実施
3. 事業者 : 道路上の電柱・電線の設置抑制・撤去、技術開発
4. 国民 : 無電柱化への理解と関心を深め、施策に協力

無電柱化推進計画(国土交通大臣)

(7条)

基本的な方針・期間・目標等を定めた無電柱化推進計画を策定・公表(総務大臣・経済産業大臣等関係行政機関と協議、電気事業者・電気通信事業者の意見を聴取)

都道府県・市町村無電柱化推進計画

(8条)

都道府県・市町村の無電柱化推進計画の策定・公表(努力義務)(電気事業者・電気通信事業者の意見を聴取)

無電柱化の推進に関する施策

(9～15条)

1. 広報活動・啓発活動
2. 無電柱化の日(11月10日)
3. 国・地方公共団体による必要な道路占用の禁止・制限等の実施
4. 道路事業や面開発事業等の実施の際、関係事業者は、これらの事業の状況を踏まえつつ、道路上の電柱・電線の新設の抑制、既存の電柱・電線の撤去を実施
5. 無電柱化の推進のための調査研究、技術開発等の推進、成果の普及
6. 無電柱化工事の施工等のため国・地方公共団体・関係事業者等は相互に連携・協力
7. 政府は必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を実施

※ 公布・施行:平成28年12月16日(附則1項)

※ 無電柱化の費用の負担の在り方等について規定(附則2項)